

平成30年度 学校経営方針

東村山市立東村山第七中学校

校長 松本康夫

教育目標 「かけがえのない個に目覚め 他とともに強く生き抜く 人間に育てる」

めざす学校像

- 学ぶ楽しさや学校生活に活力のある学校
- 将来の夢を語り合える学校
- 明るいあいさつがあふれる学校

めざす生徒像

- ところを開き、あいさつのできる生徒
- 正しい判断力と思いやりのある行動ができる生徒
- 自分の考えや気持ちをことばや文字で伝えることのできる生徒

I. 学習指導

1. 主体的・対話的で深い学びを実践し、基礎・基本の定着と「考える力」の向上をめざします。
授業の工夫・改善に取り組みます。

〔実践例〕

- ①板書と口頭で、ねらいを明確に示す。
- ②流れを簡潔に説明する。教科書等のページを黒板定位置に示す。⇒授業の見える化
- ③五感を使う。（ノートに書くことや資料集を活用すること等道具を使う工夫をする。）
- ④習ったことを活用し、個で十分に考える。
- ⑤考えをより深めるために、相談や話し合い、発表をする。
学習集団や学習形式の工夫 ⇒ ペア、小グループ、学級、学年、全校等
- ⑥振り返りをする。
 - ・本時で分かったことを2人または4人組で簡潔に発表し合う。
 - ・本時で分かったことを個人でノートやワークシートなどに簡潔に書かせる等。
- ⑦次回の予告をする。

2. 学習指導要領に準拠した学習評価の適正な実施を図ります。

生徒の学習状況については、校内の共通理解を図り、意図的・計画的に評価資料を収集し、評価規準及び基準に基づき、公平・公正な評価・評定を行うとともに、説明責任を果たします。

3. 教室環境の整備や読書活動の充実を図り、落ち着いた学校生活、学習環境づくりに努めます。

教室環境の整備や読書活動の充実を図り落ち着いた生活環境をつくり、生徒の情操をはぐくむ活動を全校体制で実施します。

II. 生活指導 ・ 進路指導

1. 「安心・安全・平等」「何が生徒のためになるのか。」「あきらめない粘り強い指導」を実践します。

生活規律について、全学年の共通理解を図り、共通実践に基づき、毅然とした指導を徹底するとともに規範意識をもち生徒自身で正しい判断ができる自己指導力の育成に努めます。また教育委員会、教育相談室、子ども家庭支援センター、保健所、児童相談所及び警察など関係諸機関との連携を密接にとり生徒の健全育成に努めます。

2. 特別支援教育の充実を図ります。

コーディネイターを中心とする特別支援校内委員会の役割を明確にし、スクールカウンセラーや関係諸機関と積極的に連携を取り全校体制で特別支援教育の充実を図ります。

3. キャリア教育の視点を重視した進路指導を展開します。

自己の可能性や適性についての自覚を深化させ、将来の夢や進路目標を具体化し、実現に向けて行動を起せるように支援します。

III. 学校運営

1. 保護者との信頼関係を築くための学年・学級経営の充実を図ります。

学習や生活上の指導状況について保護者の理解を丁寧を図り、信頼と協力に基づいた指導が行えるように、積極的な情報提供や協力依頼などを働きかけ学校運営の充実を努めます。

2. 教職員の服務に関する意識を高め、学校事故、サービス事故を防止します。

教職員一人一人が、教育公務員としての自覚をもつと共に、規範意識や危機管理意識を高め生徒の事故や教職員のサービス事故を起さぬよう努めます。

3. PTAや地域との連携を深め、開かれた学校づくりを推進します。

学校情報を正しく伝えると共に、地域や保護者の声を学校経営に活かし、信頼関係を構築します。地域の協力なくして今日の教育活動の実践は成り立ちません。地域社会の核となる学校として、ネットワークを広め、生徒の安全・安心に活かしていきます。

4. 公教育の役割を理解し、コスト意識をもった学校予算の執行及び私費負担などの会計を行います。

学校予算が、市民の税金によって賄われていることを理解し、適切な予算執行を行うとともに、保護者の私費負担の軽減を図るよう努め、説明責任を果たします。

IV. 特別活動等

1. 生徒主体的な活動により、一人一人の成長を育む学校行事の運営を行います。
2. 学級活動や生徒会活動を充実させ生徒の自主的、実践的な態度を育成します。
3. 全人的な成長をめざした部活動運営を行います。

VI. 新学習指導要領への対応

1. 移行期間に伴う移行措置に基づいた教育活動を確実に実施します。
2. 次年度「特別の教科道徳」の全面実施に向け道徳授業を充実させ、確実に実施します。
3. 新学習指導要領の三つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表原力等」「学びに向かう力、人間性等」に即した学習指導と評価への準備を行います。